

議案第 6 1 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年新座市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当） 第 1 6 条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 6 7 . 5</u>」とする。 4～6 [略]</p>	<p>（期末手当） 第 1 6 条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2 . 5</u>」とする。 4～6 [略]</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の職員の給与に関する条例第 1 6 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで（新座市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年新座市条例第 4 号）第 1 4 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 1 8 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項又は新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成 1 3 年新座市条例第 3 3 号）第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10

令和4年5月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

令和3年8月10日付けの人事院の勧告、同年9月9日付けの埼玉県人事委員会の勧告等を踏まえ、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。